

第4回上越地域合併協議会会議録

日時：平成15年12月24日(水)

午後2時から

会場：上越市厚生南会館大ホール

区分	市町村名	役職名	氏名
規約第8条 第1項第1号の委員 (構成市町村の長)	上越市	上越市長	木浦正幸
	安塚町	安塚町長	矢野学
	浦川原村	浦川原村長	原恒博
	大島村	大島村長	岩野虎治
	牧村	牧村長	中川耕平
	柿崎町	柿崎町長	榆井辰雄
	大潟町	大潟町長	渡邊之夫
	頸城村	頸城村長	関田武雄
	吉川町	吉川町長	角張保
	中郷村	中郷村長	吉田侃
	板倉町	板倉町長	瀧澤純一
	清里村	清里村長	梅澤正直
	三和村	三和村長	高倉英雄
名立町	名立町長	塚田隆敏	
規約第8条 第1項第2号の委員 (構成市町村の議会の議長及び構成市町村の議会が当該構成市町村の議会の議員のうちから選出する者)	上越市	上越市議会議長	石平春彦
		上越市議会副議長	田村恒夫
		上越市議会総務常任委員長	早津輝雄
	安塚町	安塚町議会議長	日下部進
		安塚町議会副議長	松野惠
		安塚町議会議員	志賀賢一
	浦川原村	浦川原村議会議長	坪野要治
		浦川原村議会総務文教常任委員長	武藤政義
		浦川原村議会環境建設常任委員長	石田敏一
	大島村	大島村議会議長	小出俊雄
		大島村議会議員	丸田伸一
		大島村議会議員	早川与五郎
	牧村	牧村議会議長	武田正一
		牧村議会議員	宮本富男
		牧村議会議員	太田修
	柿崎町	柿崎町議会議長	新澤明一
		柿崎町議会副議長	平野誠市
		市町村合併に関する調査特別委員会委員長	小関信夫
	大潟町	大潟町議会議長	村山尚祥
		大潟町議会合併問題特別委員会委員長	内山米六
		大潟町議会議員	俵木達

区分	市町村名	役職名	氏名		
規約第8条 第1項第2号の委員 (構成市町村の議会の議長及び構成市町村の議会が当該構成市町村の議会の議員のうちから選出する者)	頸 城 村	頸城村議会議長	渡 邊 威		
		頸城村議会副議長	井 部 辰 男		
		頸城村議会議員	布 施 兵 衛		
	吉 川 町	吉川町議会議長	八 木 一 郎		
		吉川町議会副議長	吉 村 一 博		
		吉川町議会議員	橋 爪 法 一		
	中 郷 村	中郷村議会議長	山 崎 新 一		
		中郷村議会副議長	豊 岡 眞 一		
		中郷村議会議会運営委員会委員長	荒 川 正 尊		
	板 倉 町	板倉町議会議長	見 海 健 太 郎		
		板倉町議会副議長	島 田 武		
		板倉町議会議員	武 藤 和 男		
	清 里 村	清里村議会議長	奥 田 堅 太 郎	欠席	
		清里村議会副議長	中 村 良 平		
		清里村議会議員	保 坂 隆 男		
	三 和 村	三和村議会議長	服 部 誠 治 郎		
		三和村議会副議長	松 縄 教 一		
		三和村議会議会運営委員会委員長	稲 垣 健 一		
	名 立 町	名立町議会議長	塚 田 正		
		名立町議会副議長	秦 野 兵 司		
		名立町議会議会運営委員会委員長	畑 虎 夫		
規約第8条 第1項第3号の委員 (学識経験者その他の者で構成市町村の長が協議により必要と認めるもの)	上 越 市	上越商工会議所会頭	田 中 弘 邦		
		上越市町内会長連絡協議会会長	田 中 昭 平		
		上越市連合婦人会会長	保 坂 い よ 子		
	安 塚 町	安塚町商工会長	横 尾 新 一		
		安塚町区長代表	丸 山 辰 五 郎		
		雪のまちいきいき女性ネットワーク代表	北 島 敬 子		
	浦川原村	浦川原村総合計画審議会会長	村 松 研		
		浦川原村まちづくり研究委員会委員	大 滝 勉		
		浦川原村まちづくり研究委員会委員	内 山 美 恵 子		
	大 島 村	大島村商工会会長	武 田 一 也	欠席	
		大島村区長代表	岩 野 修 二	欠席	
		大島村合併協議会委員	山 岸 幸 子		
	牧 村	牧村住民会議準備会委員	金 井 純		
		牧村住民会議準備会委員	飯 田 一 郎		
		牧村住民会議準備会委員	江 口 理 恵 子		
	柿 崎 町	柿崎町商工会副会長	八 木 康 博		
		柿崎地区区長会長	佐 藤 洋 一		
		柿崎町農業委員	神 岡 八 江 子		
	大 潟 町	大潟町商工会会長	西 田 行 男		
		大潟町区長会代表	小 池 吉 則		
		大潟町教育委員	大 浜 啓 子		

区分	市町村名	役職名	氏名		
規約第8条 第1項第3号の委員 (学識経験者その他の の者で構成市町村 の長が協議により 必要と認めるもの)	頸 城 村	頸城村商工会副会長	上野 學		
		頸城村自治会長協議会会長	大場 崇夫		
		頸城村主任児童委員	松縄 武女		
	吉 川 町	吉川町商工会長	荻谷 賢一		
		吉川町源地区会議会長	中村 睦男		
		吉川町男女共同参画計画策定委員会副委員長	岩井 栄子		
	中 郷 村	中郷村商工会長	塚原 登		
		中郷村合併検討委員会会長	山崎 勇		
		中郷村合併検討委員会委員	杉本 優子	欠席	
	板 倉 町	板倉町商工会事務局長	田中 幹夫		
		板倉町合併推進委員会会長	宮腰 英武		
		板倉町合併推進委員会委員	増村 恵子		
	清 里 村	清里村商工会会長	武田 和信		
		清里村合併推進委員会会長	福保 巧成		
		清里村合併推進委員会副会長	細谷 愛子		
	三 和 村	三和村合併推進協議会会長	近藤 一郎		
		三和村合併推進協議会副会長	武田 美紀		
		三和村合併推進協議会委員	石塚 賢		
	名 立 町	名立町市町村合併審議会委員長	塚田 一三		
		名立町市町村合併審議会委員	塚田 新平		
		名立町市町村合併審議会委員	久保 埜朝子		
	共 通	上越教育大学副学長	小宮 三彌		
		えちご上越農業協同組合代表理事副組合長	笹川 一成		
上越青年会議所理事長		山岸 孝博			
新潟県総合政策部市町村合併支援課長		中澤 清	欠席		
新潟県上越地域振興事務所長		村山 秀幸			

議 題

1 協議

(1) 構成市町村の合併に関する協議として協議する事項について

- 一般職の職員の身分の取扱い
- 一部事務組合等の取扱い
- 慣行の取扱い
- 各種事務事業の取扱い(その2)
- 特別職の身分の取扱い
- 各種事務事業の取扱い(その3)

(2) 市町村建設計画の作成のため協議する事項について

- 計画策定の方針
- 新市建設の基本方針
- 新市の施策及び事業
- 財政計画

(3) 構成市町村の合併に関し必要な事務として他の合併協議と並行して協議する事項について

- 自治基本条例

2 報告

(1) 幹事会で調整が整わなかった事項について

- 議会の議員の定数及び任期の取扱い

3 その他

午後2時0分 開会

○木浦正幸会長 皆様方、大変ご苦労さまでございます。皆様方には、年末の大変お忙しい中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。それでは、座らせていただきます。これより第4回上越地域合併協議会を開会させていただきます。

本日は、委員総数103名のうち98名のご出席でありますので、協議会規約第9条第4項の規定によりまして、会議は成立いたしております。

また、会議録署名委員は、協議会の会議の運営に関する規程第3条第2項の規定によりまして、大潟町議会議長さんと頸城村議会議長さんそれぞれに指名させていただきます。よろしく願い申し上げます。

○

○木浦正幸会長 これより協議に入らせていただきますが、まず本日の協議事項について説明させていただきます。本日の協議次第をごらんいただきたいと思います。本日は、まずは構成市町村の合併に関する協議として協議する事項として、前回ご提案いたしました一般職の職員の身分の取扱い、一部事務組合等の取扱い、慣行の取扱い、各種事務事業の取扱い(その2)の四つの事項を採決いたしたいと考えております。

次に、本日ご提案する事項として、構成市町村の合併に関する協議として協議する事項であります特別職の身分の取扱いと各種事務事業の取扱い(その3)、そして市町村建設計画の作成のため協議する事項であります計画策定の方針、新市建設の基本方針、新市の施策及び事業並びに財政計画、さらには構成市町村の合併に関し必要な事務として他の合併協議と並行して協議する事項であります自治基本条例の七つの事項についてご協議をいただきたいと思います。そして、

なお、前回の協議会の際に本日の協議事項として予定をしている旨お伝えいたしておりながら、本日そのようになっていない事項について説明させていただきます。まず、本庁及び支所の行政組織の取扱いについては、支所の行政組織の詳細について専門部会で具体案を協議することとなったこと、そして地域審議会及び地域自治組織、仮称でございますが、の取扱いについては地域審議会の委員の選出方法等について調整が整わなかったこと、さらに新市の名称についてはもう少し論点を整理する必要があることから、それぞれ再度幹事会で協議したいとの報告がございましたので、本日の協議事項にはいたしておりません。

また、公社・第三セクター等の取扱いについては、地方自治法の改正に伴い、公の施設の管理に指定管理者制度が導入されることとなり、公の施設を管理している第三セクターのあり方について自治体間で調整する必要性が生じたことから、こちらの整理が済んだ段階で皆様方協議会にご提案することとした次第でございます。

なお、農業委員会の取扱いについては、構成市町村の農業委員会で構成する合併に関する農業委員会設置調整会議から、農業委員会の設置数や農業委員の数と任期について12月15日付で当協議会あてに報告がございました。この報告をもとに、幹事会の協議を経て、次回の協議会にご提案させていただきます。

最後に、議会の議員の定数及び任期の取扱いについてでございますが、この事項につきましては幹事会で調整が整わなかった事項として、後ほどこれまでの経過などについて詳しくご報告をさせていただいた上で、小委員会で調査、審議していただくことについてお諮りをさせていただきたいというふうに思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○

1 協議 (1) 構成市町村の合併に関する協議として協議する事項について

○ 一般職の職員の身分の取扱い

○木浦正幸会長 それでは、協議(1)構成市町村の合併に関する協議として協議する事項のうち一般職の職員の身分の取扱いについてでございます。

提案について事務局から説明させます。

○高橋克尚事務局長 それでは、事務局の方から説明をさせていただきます。

資料につきましては、前回の協議会の方でお配りしてございますので、資料はお手元にそれぞれあるものとして説明させていただきます。これにつきましては、第3回の法定協議会の資料の構成市町村の合併に関する協議書1ページ、こちらをごらんいただきたいと思います。改めまして、合併協定書記載文案を読み上げまして説明にかえさせていただきますと思います。

1 全職員を通じて公平な取扱いを原則とする。

2 各町村の一般職の職員は、すべて上越市の職員として引き継ぐこととする。

(1) 任用:組織に応じた職制の整理を実施することとする。

(2) 給与:合併時における現給保障を原則とする。

(3) 配置:組織に応じた適正な配置を行うこととする。その際、事務の継続性に十分に配慮することとする。

3 特別職の職員(三役を除く。)の設置の必要性及びその処遇については、個別に検証することとする。

以上でございます。

○木浦正幸会長 それでは、一般職の職員の身分の取扱いにつきましてご意見、ご質問をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 なしという声が聞こえておりますけれども、一般職の職員の身分の取扱いについて採決させていただきます。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 このことについて原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 ご異議なしと認めます。

よって、一般職の職員の身分の取扱いにつきましては原案のとおり決しました。

○

1 協議 (1) 構成市町村の合併に関する協議として協議する事項について

○ 一部事務組合等の取扱い

○木浦正幸会長 続きまして、一部事務組合等の取扱いについてでございます。

提案につきまして事務局から説明願います。

○高橋克尚事務局長 続きまして、一部事務組合等の取扱いにつきましても前回の第3回協議会において提案したものでございます。資料は、第3回協議会資料の2ページをお開きください。改めまして、合併協定書記載文案を読み上げまして説明にかえさせていただきますと思います。

1 構成市町村の全部又は一部で組織している一部事務組合等については、合併の日の前日をもって解散し、上越市に引き継ぐこととする。

2 構成市町村の全部又は一部とその他の地方公共団体で組織している一部事務組合等については、各町村は合併の日の前日をもって脱退し、上越市がその地位を引き継ぐこととする。

ただし、新潟県町村職員退職手当組合、新潟県町村人事事務組合については、上越市は各町村の地位を引き継がないこととする。

なお、これについては補足説明がございます。今各議会等々で条例改正の足を踏んでいるかと思いますが、新潟県の町村職員退職手当組合及び町村人事事務組合につきましては平成16年3月1日

をもって新潟県消防団員等公償組合等と統合され、新たに新潟県市町村総合事務組合となる予定でございます。その際には、その内容に合わせて文案を変更させていただきたいと思っておりますので、あらかじめご了承いただきたいと思っております。

以上でございます。

○木浦正幸会長 それでは、一部事務組合等の取扱いにつきましてご意見、ご質問等をいただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、一部事務組合等の取扱いにつきまして採決させていただきたいと思っております。このことについて原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 ご異議なしと認めます。

よって、一部事務組合等の取扱いにつきましては原案のとおり決しました。

○

1 協議 (1) 構成市町村の合併に関する協議として協議する事項について

○ 慣行の取扱い

○木浦正幸会長 続きまして、慣行の取扱いについてでございます。

事務局から提案説明願います。

○高橋克尚事務局長 慣行の取扱いにつきましては、先ほどの資料の今回は3ページをお開きください。合併協定書記載文案を読み上げまして、説明にかえさせていただきたいと思っております。

市章及び市旗、憲章及び宣言並びに市の木・花は、上越市に統一することとする。

市推奨の木・花には、各町村の木・花を加えることとする。

上越市民の歌は、合併後に内容を見直すこととする。

以上でございます。

○木浦正幸会長 それでは、慣行の取扱いにつきましてご意見、ご質問等ございましたらいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、慣行の取扱いについて採決させていただきます。このことについて原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 ご異議なしと認めます。

よって、慣行の取扱いについては原案のとおり決しました。

○

1 協議 (1) 構成市町村の合併に関する協議として協議する事項について

○ 各種事務事業の取扱い(その2)

○木浦正幸会長 続きまして、各種事務事業の取扱い(その2)についてでございます。

提案について事務局から説明願います。

○高橋克尚事務局長 それでは、先ほどの協議会資料の今回は4ページをお開きください。あわせて、別冊資料もあるかと思っておりますが、そちらもあわせてごらんいただきたいと思っておりますが、合併協定書記載文案につきましてはその文案を読み上げまして説明にかえさせていただきたいと思っております。

別冊「事務事業一覧(その2)」1ページ及び2ページの163件の事務事業については、合併時から上越市の制度に統一する。

別冊「事務事業一覧(その2)」3ページの4件の事務事業については、合併後、段階的に上越市の制度に統一する。

以上でございます。

○木浦正幸会長 それでは、各種事務事業の取扱い(その2)につきましてご意見、ご質問等がござい

ましたらいただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 採決させていただいてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、各種事務事業の取扱い（その２）について採決させていただきます。このことについて原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 ご異議なしと認めます。

よって、各種事務事業の取扱い（その２）については原案のとおり決しました。

○

1 協議 （１）構成市町村の合併に関する協議として協議する事項について

○ 特別職の身分の取扱い

○木浦正幸会長 続きまして、本日の提案事項に入らせていただきます。特別職の身分の取扱いについてでございます。

提案について事務局から説明願います。

○高橋克尚事務局長 それでは、昨日皆様方の方にお送りしました資料の１ページをお開きください。

（８）になってございますが、特別職の身分の取扱いでございます。こちらにも合併協定書記載文案を読み上げまして、説明にかえさせていただきたいと思っております。

各町村の常勤の特別職の職員（三役）はその職を失うこととする。

以上でございます。

○木浦正幸会長 それでは、特別職の身分の取扱いにつきましてご意見、ご質問等ございましたらお受けいたしたいと思えますが、なおこの特別職の取扱いにつきましては次回の第５回の協議会でお諮りをさせていただく予定でございます。いかがでしょうか。

どうぞ。

○小池吉則委員 大瀧の小池ですが、実は私の手元に地域審議会及び地域自治組織、この取り組みに関する参考資料として今後の支所及び地域審議会のイメージ、これ検討案ということではありますが、この検討案には地域アドバイザーという枠が記載されておりますが、これは資料として各委員の皆さんも恐らくお持ちであろうかというふうに思うんですけども、今回のこの提案される協定文案にはこの地域アドバイザーについては削除をされております。この経過について知りたいということと、もう一つは地域アドバイザーの必要性についてはこの後恐らく設置されるだろうというふうに思いますけども、地域自治組織等にも検討小委員会において論議されてもいい事項ではないかと私は思うんですけども、既に小委員会の人選が済んでおりますので、この小委員会というのはい体いつ立ち上げられるのか。先ほどの会長の話でありますと、きょう幾つかの項目については立ち上げられるようでありますけども、私は少なくとも早いうちにこの小委員会を立ち上げて、住民を代表する委員の皆さんから細かいところまで論議をしてもらったらいいいんではないかというふうに考えております。また、これまでの私は協議の進め方について、事務方の作成した草案が先行して、幹事会においてその調整が完了した原案、協議原案が提案されて、丸ごと成立が図られている、そんなことにこだわっているようなどうも感じが強く感じてなりません。住民代表として、ここに参加している協議会の委員による協議、この協議というのは何か形骸化されているような気がしてなるので、このことについて私は住民の立場から考えると大変危惧をしています。このことについて会長としてのお考えをお伺いをしたい、このように思います。

○木浦正幸会長 地域アドバイザーについての最初の質問でございますが、当初特別職の身分の取扱いに関する検討案の一部に、今ご指摘ございました旧町村の歴史、文化、伝統などの個性を生かした地域づくりを行うために、市長の求めに応じて各地域の特性について助言を行う市長の附属機関として合併後暫定的に地域アドバイザーを置く旨記載をいたしておりました。この地域アドバイザーにつき

ましては、合併後の特別な事情の中で地域の文化、特性などを市政に反映させる手だてとしてその必要性については理解いたしておりますが、この特別職の身分の取扱いの項目につきましては、言いかえますと特別職の処遇ということについての協議にもなるわけございまして、地域アドバイザーという制度が特別職の処遇ということで議論されることによりまして住民の正しい理解が得られないことも想定されますことから、この特別職の身分の取扱いの項目で合併協議の対象とすることは妥当ではないとの考えで削除に至ったという次第でございます。今後この地域アドバイザーにつきましては合併の議論とは切り離しをいたしまして、市長の附属機関としてその必要性等を精査した上で検討すべきものであるというふうに考えているところでございます。2点目の必要性については、今申し上げたとおりでございます。

3点目の協議会の進め方ということでございますが、この協議会というのが通常のすべての会の総会と同じように、まずはこの会で合併の議論を進めていくために原案をこの協議会に提案をさせていただいて、その原案がそろって、例えば専門部会、幹事会などで論点を整理して、そして調整をしながら原案をまとめてくるということに今それぞれの会を進めさせていただいておりまして、原案が取りそろったところからこの協議会に提案をさせていただいて、皆さんからお諮りをさせていただいているということでございまして、当然今小池さんがおっしゃられた小委員会項目に掲げられているところは早く私も提案をさせていただきたいというふうに思っておりますし、この小委員会の協議項目につきましてはこの協議会で調査、審議を指示するというふうになっておりますから、この協議会でこの小委員会の項目について何をどのように調査、審議してほしいかということを取りまとめして、小委員会が立ち上がって、そのことで進んでいくわけでございますので、私も住民の皆さんからしっかりとそれぞれの小委員会項目にございますそういった観点で議論を進めていただくのは大変重要なことであるというふうにも同様に思っておりますので、ぜひとも早く小委員会の方々から協議をしていただきたいというふうにも思っておりますので、そのようにできれば早く小委員会の方に協議をしていただくような手続をとってまいりたいというふうに考えているところでございます。

どうぞ。

○小池吉則委員 地域アドバイザーの経過については今の説明でおおよそ理解しました。しかし、ここに参加している委員の皆さんは、事前にそのような資料というのは結構手に入っている。そのもとにいろいろ自分の考えをまとめておりますので、ここに提案される場合にはその辺の経過もひくくめて提案の説明にさせていただきたい。そのことをひとつお願いしておきたいというふうに思いますが、それから小委員会についてでありますけれども、少なくとも130人以上の協議会の中で発言するというのは大変勇気の要ることです。準備会の際に各ブロックに分かれて協議したときには、ここに参加した委員の皆さんは少なくとも一言ずつは自分の考えを発言していたはずであります。したがって、これから特に重要な案件がこの協議会上がってくるわけでありますけれども、そのことを考えればグループで自分の考えを、意見を発言できるような、そんな空気を、雰囲気をつくっていただきたいと思います。そのためには、少なくとも小委員会を早く立ち上げていただいて、その中で発言できるような方法にさせていただきたい。そういう考えから、私は会長の考えをお聞かせ願ったわけでありますけれども、今後そのような形で、きょうどうも提案される建設計画、あるいは自治基本条例についてはきょう、それから議員定数の件ですか、これについては委員会がどうも立ち上げられるようでありますけれども、そのほかの事事問題等についても早急にひとつ立ち上げていただいて細かい論議を重ねていただきたいと思います。そのことをお願いしておきたいと、このように思います。

以上です。

○木浦正幸会長 委員のお考え、よく承知をさせていただいておりますので、そのように早急に対応させていただきたいというふうに思っているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

そのほかございますでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、特別職の身分の取扱いにつきまして協議を閉じさせていただきます。

○
1 協議 (1) 構成市町村の合併に関する協議として協議する事項について

○ 各種事務事業の取扱い(その3)

○木浦正幸会長 続きまして、各種事務事業の取扱い(その3)について提案させていただきます。
事務局から説明願います。

○高橋克尚事務局長 それでは、協議資料の今回は2ページをお開きください。あわせまして、別冊がありますが、事務事業一覧(その3)をごらんいただければと思います。今回提案の調整案は、177件の事務事業につきまして掲載をさせていただいたものでございます。合併協定書記載文案を読み上げまして、説明にかえさせていただきますと思います。

別冊「事務事業一覧(その3)」1ページ及び2ページの170件の事務事業については、合併時から上越市の制度に統一する。

別冊「事務事業一覧(その3)」3ページの7件の事務事業については、合併後、段階的に上越市の制度に統一する。

また、別冊資料の4ページから6ページには、これまでと同様に上越地域法定合併協議会準備会で了承されました住民生活に密接に関連する事務事業の調整方針238項目の調整方針と異なる調整案となった事務事業をお示ししてございます。このうち今回提案分につきましては白地、いわゆる網かけをしていないというところの白地の部分でございまして、全部で14項目、全体の数でいきますと20件となっております。なお、このうち2件につきましては項目は重複してございまして、実際には18件という形になります。具体的に申し上げますと、5ページにございます下の方のP6とございますが、小学校関係各種助成制度、中学校関係各種助成制度と二つございまして、白地の部分、両方、要保護及び準要保護児童生徒援助費、特殊教育就学奨励費、これそれぞれ二つにまたがっておりますので、この部分が重複して20件、実質的には18件ということでございます。

以上でございます。

○木浦正幸会長 それでは、各種事務事業の取扱い(その3)についてでございますけれども、ご意見、ご質問等がありましたらお受けいたしたいと思いますが、なおこの各種事務事業の取扱い(その3)につきましては次回の第5回の協議会でお諮りをさせていただく予定でございます。それでは、いかがでしょうか。次へ進ませていただいてもよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、各種事務事業の取扱い(その3)についての協議を閉じさせていただきます。

なお、次回の採決につきましては、今回提案の177件を一括でお諮りをさせていただきたいと考えております。なお、個々の事務事業の調整の詳細につきましては、各市町村の合併担当者へお問い合わせいただければ幸いです。

○
1 協議 (2) 市町村建設計画の作成のため協議する事項について

- 計画策定の方針
- 新市建設の基本方針
- 新市の施策及び事業
- 財政計画

○木浦正幸会長 続きまして、協議(2)市町村建設計画の作成のため協議する事項についてでございます。これは、協議会の事務として規約第3条第1項第2号に定められております市町村建設計画の作成のため計画策定の方針、新市建設の基本方針、新市の施策及び事業、財政計画について協議をし、その積み重ねの上に計画を作成しようというものでございます。

説明の前に、協議の進め方についてご説明いたします。今回は、新市建設計画の全体像をご理解い

ただけるよう市町村建設計画の作成のため協議する事項の四つの協議事項を一括でご提案いたしました。本日はこれらのうち計画策定の方針と新市建設の基本方針についてご説明させていただき、ご意見、ご質問をいただきたいと考えております。一方、新市の施策及び事業と財政計画につきましては本日は説明は省略させていただき、今後より具体的な内容をご提案する際に、あわせてご説明させていただきたいと考えております。

それでは、提案について事務局から説明願います。

○高橋克尚事務局長 それでは、お手元に行っているかと思いますが、市町村建設計画の作成のための協議書、こちらをごらんいただきたいと思います。

おめくりいただきまして、1ページでございます。(1)計画策定の方針でございます。1番として、基本的な考え方ということで四つ整理をさせていただきました。新市建設計画につきましては、上越地域法定合併協議会準備会におきまして策定しました新しいまちのランドデザイン及び新市における行財政運営指針をもとに策定するという基本的な考え方が一つでございます。次に、合併により13の町村の総合計画が消滅いたしまして、上越市の総合計画の改定の間までは全地域をカバーする事業計画が存在しない状態となりますため、新市建設計画を各町村の総合計画を包含する事業計画としての位置づけをしたらいかかという考え方が二つ目でございます。三つ目でございますが、今の現上越市の事業につきましては合併後の上越市建設の根幹となるべき事業、具体的に申し上げますと、合併特例債活用事業等を指すわけでございますが、こちらを新市建設計画に位置づけるという形で考えてございます。四つ目でございますが、合併後の上越市の財政状況を考慮しまして、合理的で健全な財政運営に裏づけられた着実な計画とするという、この四つを基本的な考え方としました。

続きまして、2番になりますが、計画の構成でございます。これは、おめくりいただいて3ページをごらんいただければと思います。全体の構成は、それぞれ七つのブロックに分けさせていただいております。序論、新市の概況、新市建設の基本方針、新市の施策、新市における県事業の推進、公共的施設の適正配置と整備、行財政運営という形で整理をさせていただいております。計画の構成は以上でございます。

また1ページの方にお戻りいただきたいのですが、3の計画の期間でございます。この新市建設計画の期間でございますが、平成17年度から26年度までの10カ年計画という形で考えてございます。財政状況との整合を図りますため、計画策定後おおむね5年を目途に見直しに向けた検討を同時にあわせて行ってまいりたいというふうに思っております。

続きまして、4の計画に掲載する施策の考え方でございます。(1)としまして対象事業で、二つほど整理をさせていただきました。合併後10年間に上越市において実施を予定する事業とすると、県事業、これは新規、継続を問わないわけでございますが、及び合併後の上越市が事業主体となる事業、こちらも市単独、国県補助事業等々も加味した形で考えてございますが、こちらを掲載するということを考えてございまして、ハード事業、ソフト事業の両方を対象とするということでございます。

続きまして、事業区分でございますが、としまして県事業、こちらは事業主体があくまで県でございますので、原則として新潟県の方で地域計画を策定した事業分野につきましてはその計画に位置づけられている事業ということで整理をさせていただきたい。地域計画が示されていない分野、事業につきましては別途県と協議をするという整理が二つ目でございます。三つ目でございますが、市町村ごとに事業別の優先順位を付しまして、県との事前協議等を通じ、県が策定するという形で考えてございます。

続きまして、でございますが、合併後の上越市が事業主体となる事業でございます。こちらは、県との協議、起債や補助の適切性などのチェックを行うわけでございますが、これらを踏まえまして財政計画との整合を図り、市町村ごとに事業案を選出しまして、合併協議会の中で策定していただくというふうに考えてございます。

続きまして、2ページに移っていただきまして策定の手順でございます。構成市町村からの意見をもとにしまして、事務局において原案を作成し、小委員会における審議及び協議会における協議を経

まして計画案を作成させていただきたいと。必要に応じて専門部会等の協力を求めるということが書いてありますが、まず案を作成するというごさいます。計画案につきましては県知事に対して事前協議及び正式協議という手順を踏まなければなりませんので、その協議を行いまして、正式協議完了後におきまして協議会において計画を再度決定するという形をとらせていただきたいということごさいます。なお、計画につきましては平成 16 年 3 月末を目途に策定を進めてまいりたいというふうに思っております。

続きまして、4 ページごさいます。(2) 新市建設の基本方針ごさいます。こちらについては、考え方としては一つごさいます。上越地域法定合併協議会準備会において策定しました新しいまちのランドデザインのまちづくりの方向性を新市建設の基本方針とするという形で整理をさせていただきます。具体的には、米印にごさいます。ランドデザインの報告書、概要版等々でそれぞれ表記してごさいます。地域の課題と解決のためのまちづくりの方向性、土地利用の方向性、まちづくりの基本理念としまして豊かさ、安らぎ、快適な生活を市民が支えあう自主自立のまちづくり、新しいまちの将来像としまして海に山に大地になりわいと文化あふれる共生都市上越ということで整理をさせていただいたものごさいます。

5 ページ以降につきましては、先ほど会長から説明がございましたとおり具体的な事業等々が法定協議会の方に提案された際にあわせて説明させていただくこととしまして、本日は説明を割愛させていただきますと思っております。

なお、今回参考資料といたしまして、お手元に新市建設計画の検討案というちょっと厚目の冊子をお配りしたかと思っておりますが、こちらは今回の提案内容が計画としてどのように取りまとめられるかというイメージを皆様方にご承知していただきたいということで作らせていただきました。したがって、事業なり財政計画につきましては空欄になってごさいます。これらにつきましては、協議を踏まえまして、具体的にその空欄を埋めるという形で記載的に記載がされることとなりますので、ご了解いただければと思っております。

以上ごさいます。

○木浦正幸会長 それでは、計画策定の方針と新市建設の基本方針それぞれについて順次ご意見、ご質問をいただきたいと思っておりますが、まずは計画策定の方針についてご意見、ご質問をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。よろしゅうごさいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、次に新市建設の基本方針についてご意見、ご質問をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。よろしゅうごさいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 では、ご意見、ご質問等がないようごさいますので、市町村建設計画の作成のため協議する事項についての協議を閉じさせていただきますと思っております。計画策定の方針と新市建設の基本方針につきましては、次回の第 5 回の協議会でお諮りをさせていただきます。なお、市町村建設計画の作成のため協議する事項のうち新市の施策及び事業のみについて小委員会が設置されておりますが、小委員会における調査、審議は次回計画策定の方針と新市建設の基本方針をこの協議会で決定させていただいた後に、具体的な事業の提案をもって始めさせていただきますというふうにごさいます。また、財政計画につきましては今回考え方をご提案させていただきましたが、事業を決定し、それを踏まえて具体的な財政計画案を作成した上でお諮りをさせていただきますというふうにごさいます。

○

1 協議 (3) 構成市町村の合併に関し必要な事務として他の合併協議と並行して協議する事項について

○ 自治基本条例

○木浦正幸会長 続きまして、協議(3) 構成市町村の合併に関し必要な事務として他の合併協議と並

行して協議する事項の自治基本条例について上程させていただきます。

事務局から説明願います。

○高橋克尚事務局長 それでは、他の合併協議と並行して協議する事項に関する協議書の資料の方をごらんいただきたいと思えます。

開きまして、1 ページでございますが、この協議事項は合併協定書に記載する協議事項ではございませんで、準備会からの申し送りとしまして他の合併協議と並行して協議することになっているものということで整理をさせていただいているものでございます。これにつきましては、各市町村間での自治基本条例についての考え方等々にばらつきが結構ございまして、それら、その意見等々踏まえまして、この間幹事会におきましては協議をしていただくための論点整理という形で調整を行ってまいりました。

それでは、その調整結果、一応今回皆様方に論点整理という形で提案させていただくものにつきまして読み上げさせていただいて、説明にかえさせていただきたいというふうに思っております。

最初、1 ぽつから四つまでございますが、一つ目、自治基本条例とは一般的に自治体のいわば基本法として、他の条例や各種計画などの策定指針となる「基本条例」としての性格を持つものである。

また、住民の権利を明確にし、自治体の組織・運営に関する基本的事項を網羅した「総合条例」としての性格を持つものである。

このことを踏まえ、合併協議会においては、全国の先進的な例などを参考にしながら、上越市にふさわしい自治基本条例の制定について議論する。

引き続き、上越市において、制定に向けて取組みを進める。

以上でございます。

○木浦正幸会長 この自治基本条例につきましては、本日皆様にお諮りした上で小委員会において調査、審議を行うことといたしたいと考えておりますが、ただいまの説明に対しましてご意見、ご質問等おありになりましたらいただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○小池吉則委員 大潟町の小池ですが、先ほども冒頭で会長のお考えを伺わせていただいたわけでありまして、この基本条例、この小委員会に対する移行はどの時点で行うんでありますか。それから、今ここに提案される内容を私たちはどう理解したらいいでしょう。少なくともこの基本条例のある程度の骨格が見えてこなければ、このことについてどう論議してみようもないというふうに考えるんですが、前の項目も既に終わったわけでありまして、これは具体的な施策等が上がってこなければ提案できないというようなことでありますので、一定理解はできにくいわけでありまして、ただ小委員会というのは一体どの辺までの作業であって、小委員会規約には細かく規制はされていますけれども、合併の期日、17 年の 1 月 1 日、またまとめるのは 3 月というふうに聞いているわけでありまして、これから 3 カ月でこのことを小委員会で十分論議するだけの時間があるんでありませうか。どうもその辺が私は理解できないんでありますけど、ご説明をお願いしたいと。

○木浦正幸会長 手続論については事務局の方から若干触れてもらいたいと思っておりますけれども、今ご提案をこの協議事項として提案させていただいて、これを皆さんから認めていただきました後に小委員会を立ち上げまして、この自治基本条例の今るる説明いたしましたけれども、この方針のもとで調査、審議をしていただくんだという項目を今皆さんから議論をしていただいている最中でございます。そして、小委員会を立ち上げまして、速やかに小委員会を開催をしていただくという手はずで考えているところでございます。

○高橋克尚事務局長 日程でございますが、事務局の方としましては次回の 1 月 15 日、法定協議会がでございます。それが終わりましたら、その次に小委員会を開催させていただきたいと。当日、1 月 15 日、協議会が終了後に小委員会を開催させていただきたいというふうに予定しております。

○木浦正幸会長 どうぞ。

○小池吉則委員 私は、この自治基本条例の内容については、どんなところまで論議するのかというの

はよくわかりません。わかりませんけども、これから2カ月の間にそれだけの作業が小委員会何回開かれるかわかりませんけども、十分論議できるんでしょうか。これは、少なくともこれから新市に対する憲法をつくるようなことだと私は思うんでありますけども、そんな重大な作業を小委員会、およそ2カ月ぐらいで結論を、あるいはまとめを出せるような、そんなふうに事務局では考えておられますか。私も正直言ってわかりません、それは。

○木浦正幸会長 事務局。

○高橋克尚事務局長 それでは、まず我々の考え方をお披露目させていただきますと、まずこれ新市の行財政運営指針の中のご議論の中で、合併後多くの住民の方と相談しながらつくっていきましようという整理を事務局としてさせていただいた中で、合併後ではなくて合併の協議と並行した形で行いたいというご意向があったものですから、そのスタート時点は合併後ではなく合併前でもスタートできるという形で協議を進めさせていただくということでございます。したがって、この小委員会で例えば条例案すべてを網羅してつくるところまで想定しておりませんで、今具体的に各団体さん、先ほども説明申し上げましたが、自治基本条例に対する思い込みなり、考え方がばらばらでございます。まず、ここの意思統一をしていただかないと、次どこのステップまでいくべきであるかというところまでいきませんので、そこについては逆に意見交換をしていただいて、小委員会の中である程度ご議論した中で、どの辺が着地点として小委員会としてやるべきかという考え方も整理していただければというふうに思っております。その意味で、上越市にふさわしい条例について議論を深めていっていただきたいということでございます。

○木浦正幸会長 そのほかございましたら、お願いしたいと思っておりますけれども、どうぞ。

○村山尚祥委員 大潟町の村山といいます。今ほどの小池委員の質問に続けて、関連してお伺いするんですけども、確かに今の説明のとおり条例についてのいろんな統一の見解をすることについてはそのとおりだと思いますが、我々が準備会のときに一番こだわったのは、まさしく今この説明に書いてあるとおり、この条例というものの中には自治体の組織運営に関する部分がきちんと明確にされるという部分だったと私は思っているわけです。そのことは、今協議会で審議するはずの地域自治組織のあり方等にかかわる深い問題であって、それは単に今合併特例法の枠内にとどまるのか、あるいはその先に新しい大きな面積になった上越市における地域運営、自治体運営の姿というものについて踏み込んで新しいまちづくりをするという考えに立っていくとすれば、それは条例の中でうたっていないと。その条例について、きちっとこの協議会中に保障してもらいたいというのが少なくとも私こういう願いであったわけです。その意味では、今ほどの説明で十分理解するわけですけども、例えばこの条例の中には組織運営に限らず、今ほど説明あったように情報公開や、男女参画条例や、その他いろいろ入ると思います。それらも含めて、せめてどういう項目についてうちの条例ではうたうんだということや、まさしくこの協議会で審議する自治体の運営、大きい中央としての運営、あるいは支所を含めた地域の運営、あるいは文化団体、その他各種団体に関する運営等についての骨格を示して条例化するという約束をとるまでの過程というものは期待できるのかどうか、もう少し踏み込んだ説明をお願いしたいと思います。

○木浦正幸会長 じゃ、事務局。

○野澤朗事務局次長 自治基本条例の協議内容につきまして、村山委員途中でもおっしゃったとおりでございます。どういうことかと申し上げますと、例えば今上越市に男女共同参画の条例、情報公開の条例等々がございます。それぞれの町村で整備されているもの、整備されていないものがございます。また、オンブズパーソンという制度一つを取り上げましても、上越市としては自治基本条例という形での総合条例はございませんが、あらゆる意味で制度化されたものがございます。そういうことが案外住民の皆様方、今ここにお集まりの皆様方も、今の時点では上越市というのは他の自治体でございますので、そういうこともよくご存じないという部分もございます。したがって、まずは今の上越市の条例、制度の中で基本的なそういう部分がどの程度定められて、住民の権利としてどの程度形

づけられているのかということもまずはこちらからまたお知らせもしなければいけませんし、皆様からも知っていただく必要があるということが大前提でございます。そこは、今村山委員おっしゃったとおりでございます。

それから、その次の問題といたしまして、一言で自治体の憲法ということで表現をした場合でも、それぞれ皆様方の思いというのは違っていることは既に各自治体間の調整で十分わかっております。そのところも再調整が必要でございます。そのところの議論をまずさせていただいた中で、上越市として目指すべき条例のおおむねの形というのはご議論十分いただけるだろう。ただ、今お話しただきましたように地域自治組織そのものの議論は別で今議論していただいているわけですから、そのことをどの条例で位置づけるかと。これ余り議論していきますと、条例のテクニカルな、技術的な話でございます。今この合併協議会では、新しいまちとしてどういうことが大事か。そして、それは例えば一つであれば地域審議会はこうしよう、今村山委員おっしゃったように合併特例法の世界をも超えて、かなり踏み込んだ議論がなされておることはご承知おきいただいております。あとは、それをどこに位置づけていくかという話でございます。それを個別条例でいくのか、今おっしゃったように自治基本条例でいくのか、そのところもよく相談させていただきながらご協議いただくものだというふうに思っております。私どもとしては十分協議させていただきたいと思っておりますし、そのための資料等も一生懸命つくらせていただく中でよりよい条例にさせていただきたい。ただし、条例を一つつくる、しかも自治基本条例という条例をつくるということにつきましては、多くの時間と多くの皆さんのアイデアや創意が必要でございますから、そこはこの協議会という中でどこまでできるか、このこともよく小委員会ではご相談させていただきたいと思っております。

○木浦正幸会長 どうぞ。

○村山尚祥委員 今ほどの説明でおおむね理解しましたが、小池委員の質問に重ねてもう一つお尋ねしますが、先ほどの小池委員の質問で本当に3月までできるのかという話がありました。この協議会の性格上、協議会が終了し、廃置分合の議決をという過程を踏めば、この協議会的な要素の協議というのは上越市的にはなくなると思うんですけども、例えば並行して協議にかける自治基本条例や、あるいは場合によっては新市の名称等については、この協議会としてのものをまた超えてといいますが、継続して、少なくとも合併時の1月1日に間に合うといいますが、整えられる形の継続というのは果たしてあり得るのか。といいますが、新市になってから確かに精力的にやるということはあるんですけども、新市になったことにおけるいろんな調整やら、準備段階や、いろんな協議というのは、はっきり言って私素人でよくわかりませんが、一定期間必要になってくると。そうすると、こういった協議というのはどんどんおくれていくんじゃないかという懸念があるわけです。そうした意味も含めて、こういったものについては協議会を終えても別途継続する可能性というのは、法的も含めてながら事務局では考えているかどうか、その辺だけ伺います。

○木浦正幸会長 どうぞ、事務局。

○野澤朗事務局次長 今事務局でと言われました。私の方でお答えいたします。

お話しいただきましたように法定合併協議会の設置目的の中で申し上げれば、これは合併協議に並行してする協議でございますから、その辺の切り分けはご理解いただいているところだと思います。したがって、今のご質問につきまして自治基本条例を上越市が引き続き検討を続けますという文言の中に、例えば廃置分合の申請議決が終了し、法的に少なくとも各自治体としては合併をお決めになった時点において上越市が引き続き……例えば合併協議とは、これは別。今度は合併協議ではなくて、自治基本条例を検討する際に既に新しいまちとなることをお約束された皆様方を入れるかどうか。これは、今度は事務局ではなくて上越市としてどのように考えるかということでございまして、当然そのことにつきましては法律ということでお触れになりましたが、法律上は廃置分合の申請議決をするということは、自治体というレベルにおきましてはほとんど合併をするということをお決めになったという状況でございますから、そういう状況にふさわしい議論のあり方というのは、今度は上越市としてはまた議会の皆様方とご相談させていただくことになるのかな。これは、事務局レベルの法的

な解釈及び事務的な解釈としては、そのように申し上げることは可能かと思っております。

○木浦正幸会長 そのほかの点につきましてはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので、自治基本条例につきましては自治基本条例に関する小委員会におきましてこの内容で調査、審議を行うこととしてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、小委員会におきましてこの内容で調査、審議を行うことと決しました。

○

2 報告 (1) 幹事会で調整が整わなかった事項について

○ 議会の議員の定数及び任期の取扱い

○木浦正幸会長 次に、報告に入らせていただきます。

1 番、幹事会で調整が整わなかった事項として、議会の議員の定数及び任期の取扱いについての報告でございます。会の冒頭にも申し上げましたが、この議会の議員の定数及び任期の取扱いにつきましてはこれまで幹事会におきまして協議を重ねてまいりましたが、いまだ協議会にお諮りする原案として調整が整っておりません。

まずは、その状況について事務局から報告させます。

○高橋克尚事務局長 それでは、本日机の上にそれぞれ置いてあったかと思いますが、報告資料という資料を準備いただければと思います。幹事会で調整が整わなかった事項について（報告）でございます。

調整が整わなかった事項につきましては、合併に関する協議として協議する事項のうちの（5）でございますが、議会の議員の定数及び任期の取扱いについてでございます。これらにつきましては、報告内容等々にもございますとおり、議会の議員の定数及び任期の取扱いにつきましてはことしの10月20日に開催されました第3回の幹事会の協議、調整の結果といたしまして、案が一つに取りまとめられずに複数の意見を付記した形であったため、論点を明確にし、協議しやすいような形となるよう会長から指示がございまして、幹事会で別紙1の検討案をもとに4回にわたって協議を進めてまいったものでございます。別紙案については、後ほど説明させていただきます。その4回の協議にわたって幹事会の中で議論を進めていった結果、定数特例を採用することにつきましては各幹事さんのご了承をいただきまして調整が整ったという形で整理できるかと思いますが、特例期間につきましてはそれぞれの団体さんで意見が整いまして、調整が整わなかったということでございます。幹事会におきましてこれ以上協議を進めていっても調整が整わないというふうに判断をしたこともございまして、異例のことではございますが、検討案に対しますそれぞれの意見及び理由を明記した上で協議会へ報告するというところでお諮りしましたところ、各幹事さんからご了承いただきまして、今回このような形で協議会の方へ報告するものでございます。それぞれの賛成意見、反対意見は別紙2、別紙3という形で整理をさせていただいてございます。

1枚おめくりいただきますと、別紙1、検討案でございます。これをもとに協議を進めていったわけでございますが、この記載文案では調整ができなかったというものでございまして、まず記載文案の中身で、論点は三つほどございます。一つ目の3行でございますが、これは定数特例を採用するところでございます。次のパラグラフにつきましては、定数は48人で、それぞれの定数を付した上で増員選挙を行うということを決めたと。この2点につきましては、幹事会の中でおおむね皆様方了承されたということでございます。問題は一番最後の行でございますが、特例期間は上越市の議会の議員の残任期間とするということでございます。これにつきましては、皆様ご承知かと思いますが、来年の4月に上越市議会の改選がございまして、したがって、合併が17年の1月1日としますと、おおむね残任期間が3年と3カ月でございます。もう一つ、合併特例法上その次の一般選挙、いわゆる4年ですが、それについても増員選挙を行うということも可能だということでございますので、

それを足し合わせますと3年強プラス4年で7年強ということでございます。ですから、意見としましては3年強を主張される団体さんと7年強を主張される団体さん二つに分かれたということでございます。

それで、また1枚おめくりいただきまして別紙2でございます。先ほど説明した検討案に対する賛成意見、つまり3年強がよろしいという団体でございます。上越市と大潟町の二つの団体がこちらでよろしいという意見でございます。これにつきましては、その資料をそのまま読み上げます。

1. 一票の格差を早期に是正

定数特例を採用し、増員選挙を行うことによって最大2.5倍の一票の格差が生じる。

およそ市議会議員1期分の在任期間があるのであるから、このような状況が長期間継続しないように、定数特例はできるだけ早期に解消すべきである。

2. 議員は市民全体の代表者

上越市議会議員は、市民全体の代表者であり、できるだけ早期に市民全員から選ばれるようにすべきである。

選挙区の設定は、市民が選択できる候補者の範囲を、その選挙区から立候補した者のみに限定することになる。また、選挙区を超えて活動している候補者にとっては不利に働くことがある。

なお、地域の声を市政に反映させるために、別途、地域協議会を設置することを検討している。

3. コスト削減の努力

現下の財政状況から、できる限りコスト削減に向けて取り組むべきである。

この3に関連した附帯意見としまして、合併の目的及び効果からコスト削減を図ることが重要であり、上越市議会議員の残任期間とすることが妥当である。しかし、地域の均衡を図る必要も考えられ、合併協議会小委員会において選挙区のあり方（ブロック制選挙区等）について十分な協議を望む。

続きまして、別紙3、右側でございますが、検討案に対する反対意見でございます。具体的には7年強という期間でいかかという団体さんが、その他の12、ここに記載されてございます団体さんでございます。理由をお読みします。

1. 任意合併協議会、法定合併協議会準備会において、議員の取扱いについて議論を行ってきた経緯がある。議員の定数特例の期間を7年強とすることで理解をしてきており、その旨議員、住民にも説明をしてきたことから、この結論を尊重すべきである。
2. 14市町村という大きな広域合併の規模のメリットを生かし、将来的に足腰の強い持続可能な自治体の建設に住民は理解を示している。一方周辺の小規模自治体の地域間格差がより進み、住民の声が届かないなどの心配や不安を払拭するためには最小限必要な良策である。
3. 特例期間の改正は編入先の議員の残任期間が短い場合に対するの措置と言われているが、全国的に例をみない広域での合併であり、合併後3年程度の期間では14市町村それぞれに地域の特性があり、住民がまだ一体性を感ずるには短いと思われるため、次の一般選挙4年を足した7年強の特例期間は絶対に必要である。
4. 定数を定めると立候補する意欲のある方を制限してしまうと言われるが、新市として行なえば、小規模自治体地域では一人の議員も当選できないという状況になることが予想される。住民を代表して地域としての意見を反映させる議員がいなくなることにより、ますます地域間格差が増大する恐れがあることを住民は不安視している。
5. 財政事情の厳しいことは、14市町村どこも同じである。交付税の特例期間である10年間は基本的には10年後に備える準備期間として捉えることができることから、議員の定数特例の期間を7年強とすることは決して理不尽なことではない。
6. 特例期間終了後は新市の議員定数は条例改正により38人となるものと考えているが、特例期間中の48人と比較すると、年間8千万円程度であるが住民としては負担の増よりも議員の確保を優先して欲しいと望んでいる。

以上でございます。

○木浦正幸会長 さて、幹事会におきます協議、調整の状況につきましては、ただいまお聞きいただいたとおりでございます。本来でございますれば、このように幹事会で調整が整っていない事項につきましては当協議会上程するべきではないところでございますが、この協議会事項は小委員会で協議していただくこととなっております。私といたしましては先ほどのご質問にもあったように、できる限り早く小委員会で協議を始めていただくことが重要であると考えまして、極めて異例のことではございますが、このように報告という形で協議会上げさせていただいたところでございます。

私は、この議会の議員の定数及び任期の取扱いにつきましては、小委員会でご審議いただく論点が三つあると考えております。1点目といたしましては、合併特例法に規定されております特例を適用するかどうか。そして、2点目としては、特例を適用する場合に在任特例とするか、定数特例とするか。さらに、3点目といたしましては、その特例期間をどのようにするかということでございます。先ほどの説明の中にもございましたが、幹事会におきましては1点目と2点目のそれぞれについては調整が整っておりますが、3点目の特例の期間につきましては特例期間を上越市の議員の残任期間とするか、それともこの期間に加えて合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間も特例を適用するかについて調整が整っていない状況でございます。このように原案としてまとまっていない状況でございますが、先ほども申し上げましたとおり私といたしましては小委員会における協議を始めることが重要であると考え、この報告をもって小委員会における審議を始めることといたしたいと考えまして、皆様方にお諮りをさせていただいているということをご理解賜りたいと思っております。ということでございますが、このことにつきましてご意見、ご質問等いただきたいと思います。

どうぞ。

○橋爪法一委員 吉川町の橋爪です。会長に一、二確認させていただきたいと思えます。

議会の議員の定数及び任期の取扱いにつきましては、法定協の準備会の段階からずっと審議してきましたよね。そういう中で一定の到達点がありました。それはご案内のとおりです。合併特例法に基づく特例を適用すると、在任特例を使うか、あるいは定数特例を使うか、これについては結論が出ませんでしたけれども、大勢としては定数特例でいきましょうというところまでいっていた。そういう中で今回この協議項目について幹事会で4回も同じ検討案に基づいて議論されたということなんです。14市町村が集まるんですから、いろんな意見が出て当然です。そういう中で私は一致点を追求して、一致したところでもって案文をまとめて、小委員会に任せるとというのが一番正しいやり方だと思うんです。先ほどの説明だと、会長の方から論点を明確にするためにということで一定の指示をされて幹事会で協議されてきたということなんですけども、私は助役から聞く限りでは1回目の審議で各市町村の考え方が明確になって、なかなか特例期間の問題について溝が埋まらないということが明確になったと思うんです。ですから、その時点で一致できるところで文案を変更してこの協議会に示すと。そして、小委員会に任せるというやり方をとるべきだったと思うんですけども、なぜそういうことをやられなかったのかと、これが一つです。

それから、もう一点です。今ほど異例の扱いだというふうにおっしゃいましたが、今後14市町村間の協議の中でどうしても溝が埋まらない問題が出たときにどうするかということも考えますと、私はこういう異例的なやり方は極力避けるべきだと思います。そういう点で会長はどう思っておられるのか、その2点を確認させていただきたいと思えます。

○木浦正幸会長 1点目と2点目は論点と同じところがございますので、その点をまず申し上げれば、この協議会で協議する事項については原案を取りまとめて、それをご提示して議論をいただくということになっていきますから、原案を取りまとめるのがまず先でございます。そういう中で今回先ほどから何度か申し上げてきておりますけれども、一つの案にまとまっこないというところで、幹事会でさらに詰めるようにという指示を出したわけでございます。しかしながら、今おっしゃられたように5回の幹事会での協議では一本化できるという状態ではございませんで、協議会審議をこれ以上

引き延ばすことも望ましくないと考えたために、今回このような形で報告をさせていただいたものでございます。基本的には、今申し上げたようにこの協議は原案を合併協定書にも書かなければならぬといったことから、原案を皆さんからご提示をして議論をしていただくということから、原案を取りまとめるのに重要視してきたということをご理解をいただきたいというふうに今思っているところでございます。その方が私は民主的であるというふうに考えたためでございます。そうしたことから、その手順を進めさせていただいてきたということでございます。

そして、2点目の異例の取扱いということでもございましたけれども、合併協議というのは大変いろんなことがそれぞれの思いの中で議論されてきているわけでありましたが、やはり民主的に議論のやり方、そして協議の進め方等いろいろと議論してきているわけでもございますが、皆さんのできればコンセンサスの中でということと申し上げてきているわけでありまして、そういう皆さんが賛成していただく中で事を進ませさせていただきたいというのが私の大前提でございますから、あえて異例ではありますが、この報告をさせていただいた後に皆さんにお諮りをさせていただいて、一刻も早く小委員会の方を立ち上げて議論をしていただくということをとらせていただいたわけでもございます。そういうふうにご理解を賜りたいと思っております。以上であります。

どうぞ。

- 橋爪法一委員 きょうの協議項目の中でも特別職の身分の取扱い、これも幹事会で最初に原案示されてから変わりましたよね。いろいろ各市町村で議論をする中で変わってきましたよね。なぜ議員の定数及び任期の問題だけそういうふうにならなかったのかというのを私素朴な疑問として持っているんです。ですから、今後のこともありますので、確かに幹事会でほとんどまとめればそれは結構です。だけど、まとまらない場合にどうするかというところで考えたときに、私はみんながまとまるレベルで原案をつくって、示して、もし小委員会ではそこでもって小委員会という場で議論できるなら、そこでやるという流れをつくるべきだということを重ねて言っておきたいと思っております。私ども吉川町としては、今会長が言われた提案については賛成であります。

以上です。

- 木浦正幸会長 ご意見としてお伺いいたしておきます。

そのほかございますでしょうか。

どうぞ。

- 保坂いよ子委員 上越市の保坂です。私この前に合併準備委員会、この法定協に入る前の準備委員会で女性部の皆さんと話し合ったのが、その声がちょっとここにまだ出ていないの。それは、ここに出るわけがないのかもしれないけれども、そのときに一番心配しているのは地域住民がサービスを今よりもレベルが下がるのではないかと、そのことを心配しておりました。それからまた、この定数を決めることについて議員さんの身分ということもあるので、これもまた問題になると。その二つのことについてもっと、これから法定協に移るんだけれども、しっかり議論しなければならないねという話になったかと思っております。そのとき一番でも大事なことは、なぜ合併するのかということ、その根幹を外れていってしまったっては何もならないんじゃないか、合併する意味がなくなるのではないか、そういう話になったと思うんです。それが今私のところにある準備会の資料なんかを見ても、そういうふうに皆さんの意見がまとまって、私がかたしか発表したような気がするんですけども、そういうようなことありまして、やはり議員さんの数というものは今ここで二つに分かれておりますけれども、小委員会でも議論し、多分小委員会で議論してもまとまらないかもしれないけれども、なぜ合併するのかということに柱にして、それを考えて議論していくならば結論が出るかもしれないという期待感を持っております。住民のサービス低下ということも今までの話し合いの中で地域審議会、それはまだ決定されませんが、そういったものを設けて、そして地域住民の声をそこに持っていく。それを今度は議会とか、あるいは行政の方に届けるというシステムがつくられるならば、そんなにそのことはやってもみないうちから心配することないんじゃないかと、そんなふうに考えております。

- 木浦正幸会長 貴重なご意見ありがとうございます。

そのほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。

どうぞ。

- 丸山辰五郎委員 安塚の丸山です。これは大変大きな問題だと思うんですけども、幹事会でもって結論が出なかった。それを小委員会に付託すると、こういうことですよ。付託するといっても、小委員会でもって仮に結論出たのが、あるいはすんなりといくかというのは大変難しいことでございますけれども、賛成意見、反対意見それぞれ町村を代表して小委員会出ていくわけです。ということになりましたら、普通に考えるならば反対意見といったこの町村は、そこへ行けば、まずは反対になる可能性が多い、こう考えます。しかし、会長の理念として全会一致のことは望ましいということで何回も何回もこのように回を重ねられたんだろうと思いますけれども、各市町村にバックのあるものとして人口問題もあると思うんです。例えば上越市長さんが反対された場合、他の 13 市町村が束になっても人口ではかなわないということが一つ。最終的に 3 年強、あるいは 7 年強になった、ここでもって意見としてどちらかに決まった、例えば 7 年強に決まったと、こうなった場合ですが、将来の新市議会ででもってそれを拘束する力があるのかどうか。この辺をきちんとしておかないというのは、小委員会に付託すると言われましても、大変これは重い問題だと思います。普通から考えて、幹事会でもって一致しなかったものを小委員会に任すとなると、これは大変重いものだと、こう思いますので、それぞれ小委員会に出られる代表の方はその辺までも含んで、小委員会でもってどういう形になるだろうが、採決したものはここでもって通して、例えば新市、上越市になった場合でも、それを尊重して答申するという事までしてもらわないと、小委員会の価値は非常に軽いものになると思いますが、その辺もひとつお考えをお聞かせ願いたいと思います、会長。
- 木浦正幸会長 市議会として拘束するかどうかということ、法律上の問題等の整理等の中で、事務局、お願いします。
- 高橋克尚事務局長 まず、小委員会がすべて決めるわけではございませんで、小委員会で議論していただいたものを皆さんの全体の協議会にかけます。これで記載文案として決まったものを合併協定書に記載して各首長さんが、捺印はないけど、署名をいたします。そうしますと、合併協定書上はそれ有効です。それを各団体お持ち帰りいただいて、廃置分合の議決をそれぞれの議会でやっていただきます。その段階で議会の判断というのが出てまいります。したがって、その合併協定書上の制約につきましては当然合併協議会の中で決まった話でございますので、そこは拘束されます。それが廃置分合の議決を各議会がお通しいただければ、当然それについては拘束力があるということでございます。
- 木浦正幸会長 どうぞ。
- 丸山辰五郎委員 それは現在の各市町村のことですよ。そうですね。だから、これだって合併になった後 7 年後ということまでうたっているんだから、当然今各小委員会の 13 市町村は、当然それはそうなりますことになる。
- 木浦正幸会長 もう一度。
- 高橋克尚事務局長 今回議員の特例をどこまで書き込むべきかという話でございますが、これは合併特例法上、今議員特例を採用するというのが 3 年強と 7 年強の 2 パターンがあって、どちらかを選択することをこの合併協議の中で決めなくちゃいけないということでございますので、そのやつを先に決めるんじゃないくて、この場でご協議していただいてお決めいただくという整理。
- 丸山辰五郎委員 いや、それはわかっています。小委員会で決めるのはわかっていますけども、幹事会でもって決められなかったものを小委員会に付託すると、こういうんです。それはわかりましたけれども、小委員会では端的に名前を挙げさせていただいて、仮に失礼だったら勘弁していただきたいんですが、大上越市さんが反対しましたけども、あとの方々は 7 年強でいいんじゃないか。いわゆる法定特例の範囲内であるから、各町村の住民もそれを望んでいることが多いと判断されて、小委員会では例えば 7 年強が望ましいといった場合、この拘束力はかなり強いものかと、こういうことなんです。だって、幹事会で結論出せなかったと、こういうんです。だから、いわゆる小委員会は各町村から代

表出ているんですから、普通から考えたら、賛成、反対からいったら、こっちの7年強の方が多いんですもの、普通に考えて。だって、各町村、例えば浦川原、大島さんだって、各町村を代表して小委員会は出ていくんですから、普通に考えたら7年半の方が皆さん賛成すると大体見えていますので、私はそういうことを言っているんです。

○木浦正幸会長 まず、幹事会について若干申し上げますと、この協議会の会議に諮るための幹事会の役割ですが、協議会の協議に諮るための論点整理を行ったり、議案の調整を行うための組織でございまして、議案を多数決で決するというこの組織ではございませんので、そのようにご理解をいただきたいというふうに思っておりますが、もう一度事務局、7年にそのことは拘束されるということですか。

○野澤朗事務局次長 法律的なことをお話しておりますが、違うというお話でございます。もし小委員会で決めたことをこの協議会の決定事項にできるのかどうかというご質問であれば、それはこの協議会でまさにご議論いただくことでありますし、小委員会は既に決まっているじゃないかというご意見に対してコメントをとということであれば、そういうお話があるかないかというのは私もわかりませんが、小委員会でお話ししようということは今会長がご提案されたわけですから、十分にご協議いただきたいということです。そして、結論的に申し上げれば合併協定書に決めたことは守るというのは合併をする際のこれ当然のことと考えておりますので、その辺を切り分けてお考えをいただく中で小委員会のご議論、今おっしゃったようにみんなで紳士的に、真摯な立場でご協議いただくということしかちょっと事務局としてはお答えようがございませんので、よろしく申し上げます。

○木浦正幸会長 どうぞ。

○井部辰男委員 頸城の井部と申します。今会長おっしゃりましたように、幹事会は協議会に諮る事項についてあらかじめ協議、調整をするという責務を持っているわけでありまして、そういう面ではこの事項について4回やってもなかなか調整できなかったというのはまことに残念でありますけれども、これだけ大きな意見の隔たりがあればなかなか幹事会ではこれ以上やっても調整できないだろうというふうに判断を私はしているところでございます。よって、今提案されていますようにこの事項については小委員会設置事項でありますので、きょうのこの会をもって、報告をもって小委員会に付託をしていくと、そういうことでぜひこれからの協議を進めてほしいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○木浦正幸会長 ありがとうございます。

そのほかご意見、ご質問等ございましたら。

どうぞ。

○石平春彦委員 上越市議会の石平でございます。今大変重要なことが意見が出ておりますので、一言申し上げたいというふうに思っております。

先ほどの説明にもございましたように、私も上越市議会は3年強ということで結論を出してございます。それが市行政との意見の一致を見て、今上越市としての考え方が出ているわけでございます。したがって、今後の協議の内容にもよりますが、一致しない形になった場合にそこまでその段階でどういうふうな立場をとるかというのはこの段階で申し上げることはできないと思ひます。しかし、先ほどの制度的な問題から申し上げますと、合併協議が整った後の廃置分合の議決については、それぞれの議会が責任を持って行うという中で、上越市議会も責任を持って行わなければならないわけでございます。しかし、その決定は具体的にどういう形になるかは、これはやってみなければわからない、こういう現状もあるわけでございます。したがって、制度的な意味で手続の関係を申し上げますと、合併協議が即合併ではないという事実がこれは厳然とあることでございまして、それ以後の廃置分合の議決がどうなるかと、これが最終的な結論、これは皆さん方ご承知のとおりでございます。私も議会といたしましては、皆さん方と同じように3人代表として出てまいりましたが、全権を委任されているわけではございません。したがって、今後の合併協議の中で最終的にどういう判断をするかということは大変苦渋に満ちた状況になるうかとも思ひますが、いずれにしてもそういう厳しい状況の

中で私どもの結論を持ってまいっているわけでございます。

もう一言言わせていただきますれば、この間の合併協議の中で気持ちは対等であるというふうにお話がございます、そのことは私どもも受けとめてございます。したがって、14分の1の委員しか出せないということをお話して認めてきたわけでございます。そういう形の中で協議を進めさせていただいて、互譲の精神で一生懸命やってきているわけでございます。そのことも考えますと、私どもの背には13万5,000の人口、住民がおります。その住民の皆さん方の考えをどうするかということも私どもは責任を持っているわけでございます。そういう立場から、しっかりと協議を進めさせていただきたいと思っておりますが、そういう対等な気持ちでということが14分の1として現実にあるということも皆さん方からぜひご理解いただきたい。そして、21万人のうちの13万5,000という人口を擁して、そしてその住民を背にして出てきているということもぜひご理解いただきたい。そういう意味合いで非常に厳しい部分がございますけれども、ぜひともその辺をお互いに参酌をしながら落としどころを考えていただくように私どもからもぜひよろしくお願いを申し上げたい、このように思うわけでございます。これが1点。

それから、もう一点は、具体的な中身には入ろうとは思いませんが、特に事実関係で一つだけこれはお聞かせをいただいております。それは、この理由の中の反対意見の中で1番目でございます。そのほかの部分については考え方でございますので、これはとやかく申し上げる話ではございませんが、ただ1点目につきましては、これは事実関係でございますので、共通認識を持っていないと、これは考え方の違いだということにはならないと思っておりますので、その点についてお聞きをしておきたいと思っております。つまり法定合併協議会準備会において特例の期間を7年強とすることで理解をしてきたと。そして、この結論を尊重すべきだと、こういうふうになっているわけですが、私どもはそういう理解はしておりませんし、それが結論だとも思っておりません。この辺についてどうしてこういういきさつといたしますか、違いが出ているのか、このことをご説明いただければと思います。

○木浦正幸会長 これは、事実として事務局でちょっとご説明を。

○野澤朗事務局次長 ご説明いたします。

この反対意見、賛成意見、それぞれの町村からご提出いただいた原文のままの掲載でございまして、その理解がどうであったか私からは直接なかなか難しいところでございます。事実関係といたしまして先ほど橋爪委員の方からもお話ございまして、法定合併協議会準備会におきましては特例措置をとると。グループ協議におきましては、定数特例という意見が多かったということをお申し送るということでございます。ただし、議論の過程の中に3年というところの残任期間及びもう一回ということをお申し送ることを事実を二つ並べながら、ここまでとることができるという図式の中で議論してきたことは事実としては事実でございます。ただ、そこまでやる、やらないというのは協議したということではなくて、法律上の解釈として残任期間3年分及び最初の期間4年分、そのころはまだ在任特例をとるという例もお示しをいたしました中でマトリックス的にごらんいただいた経過がございます。その辺は、先ほど石平委員おっしゃった解釈というところかどうかということ、事実としてはそういうことでございますので、そのような事実の中で7年強とすることで理解してきておりという理解の範囲かなというふうにお話しております。

○木浦正幸会長 どうぞ。

○石平春彦委員 ありがとうございます。理解をしているということまでであれば、まだそれでも個々の考え方かなというふうには思いますが、ただこの形で議員、住民に説明をしてきたとか、それからこの結論を尊重しなければならないという、すべきであるという、この部分はやはり事実関係として違うのではないかなというふうには思っておりますが、これは意見ということでもありますから、意見を言われている立場から意見の範囲だということは理解しなくもないんですが、共通認識としてはこのような形ではないということ、事実認識として、事実関係としてそのような共通認識はないんだということをお話していただきたいと思います、こう思っております。

○木浦正幸会長 今委員おっしゃられたように事実関係としてはこの特例については3年、7年、どちらも決めていないということが事実でございます。そのことも含めて小委員会の方で議論をしていただきたいということでございますので、そのようにお願いを申し上げたいと思っております。

ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 先へ進ませていただいてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、議会の議員の定数及び任期の取扱いにつきまして、特例を適用するかどうか、定数特例か、在任特例か、特例期間を上越市の議員の残任期間のみとするか、合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間も特例期間とするかという3点について、議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会において調査、審議を行うこととしてよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 ご異議なしと認めます。

よって、このことにつきまして小委員会において調査、審議を行うことといたします。

○

3 その他

○木浦正幸会長 それでは、3番のその他の項でございますが、委員の皆様方の方で何かございますでしょうか。

どうぞ。

○小関信夫委員 柿崎の小関でございます。先ほど市町村建設計画の作成のための協議書というの、このご提案とご説明のときにちょっと若干聞き漏らしたことがございまして、ここで発言するのをどうかお許しいただいて、新市の施策及び事業のところは省略を、割愛をして、あとは後日各町村から上がってくるのも含めて論議するのかなというふうに私は思っているんですけども、そこら辺がちょっと不明確だったもので、再度お聞きしたいし、その点に関して今各町村で論議されているかもわかりませんし、うちの町では論議しているんですけども、事務事業の中に漏れ伝わるところによると、共通事業の項目が多く入っているように思うんです。そこら辺の内容も含めて、この協議書の割愛された部分の内容も含めて小委員会で論議されるのかどうか、そこをちょっと確認したいんです。

以上です。

○木浦正幸会長 事務局、お願いします。

○高橋克尚事務局長 それでは、説明申し上げます。

新市の施策及び事業につきましては具体的な事業をお示ししないと、どういった事業、どういった事業と概念の中で議論しますと、なかなか深みがありませんので、具体的な事業を明示した上で議論していただきたいという考え方でございます。したがって、その具体的な共通事業等々が出てまいりましたら、それと一緒に説明をさせていただきたいという考え方でございます。

○木浦正幸会長 そのほかございますでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 事務局から何かありますか。

○高橋克尚事務局長 それでは、来年の話で恐縮でございますが、次回の合併協議会についてご連絡いたしたいと思っております。

次回、第5回法定合併協議会は1月の15日、木曜日、午後2時から、場所は本日と同じ厚生南会館で開催したいというふうに考えてございます。改めて正式にご案内申し上げますが、今からご予定の確保の方よろしくお願いいたします。

なお、先ほど説明したとおりこの15日の日、合併協議会終了後におきまして議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会、こちらと自治基本条例に関する小委員会、こちら二つを同時に開

催させていただきたいというふうに思っておりますので、こちらもあわせてご予約の確保をよろしく
お願いいたします。

また、次回は今回提案したもののほか農業委員会の取扱いと各種事務事業の取扱い（その４）につ
いてご協議いただくことが幹事会で確認されております。幹事会での協議、調整の後、会議資料を作
成しましてご送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○木浦正幸会長 以上をもちまして第４回上越地域合併協議会を閉会とさせていただきます。ご協力大
変ありがとうございました。

午後３時４０分 閉会

上越地域合併協議会の会議の運営に関する規程第３条第２項の規定により署名する。

会 長 上 越 市 長

大 潟 町 議 会 議 長

頸 城 村 議 会 議 長